環境影響評価法を巡る最近の動向

令和元年12月4日

環境省環境影響評価課 課長補佐 森田紗世

1. 法に基づく環境アセスメントの 実施状況について

1-1. 環境アセスメントの手続き

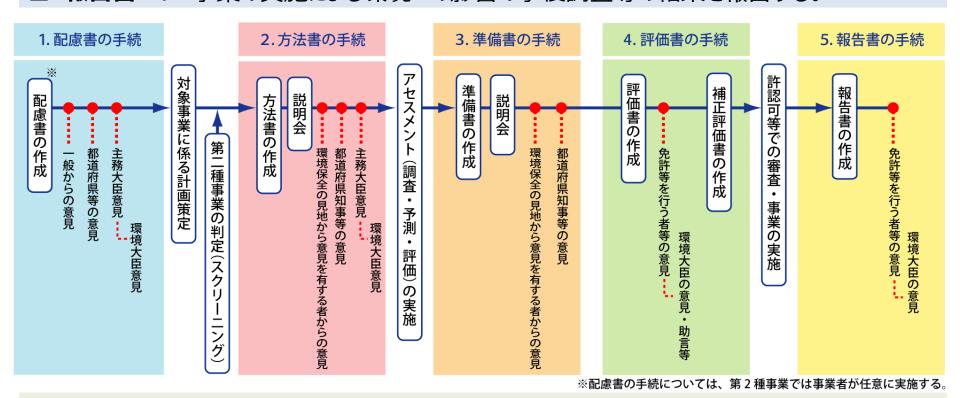
□ 配慮書: 事業の位置・規模等の計画の段階で環境への配慮を検討する。

□ 方法書 : 事業特性、地域特性に応じて環境アセスメントの進め方を設計する。

□ 準備書 : 調査、予測、評価の結果や環境保全措置を取りまとめて検討する。

□ 評価書: 準備書の意見等を踏まえた、環境アセスメントの結果を公表する。

□ 報告書 : 事業の実施による環境への影響の事後調査等の結果を報告する。



□ 一般からの意見、自治体の意見、環境大臣意見等を聴取する機会が規定されている。

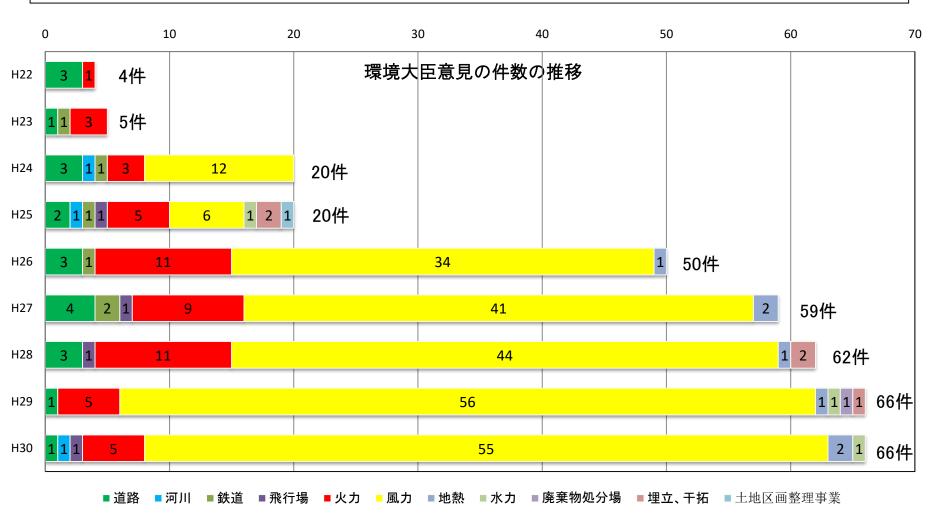
1-2. 環境影響評価法の対象事業の種類



- ※それぞれ、法に基づく手続を求める一定の規模が設定されている ex. 鉄道…10km、火力発電所…15万kW、風力発電所1万kW、面開発100ha
- ※「太陽光発電所」が環境影響評価法の対象事業に追加(令和2年4月施行)

1-3. 事業種別の環境大臣意見提出件数の推移





平成30年度 配慮書41件 (風力40件、地熱1件)

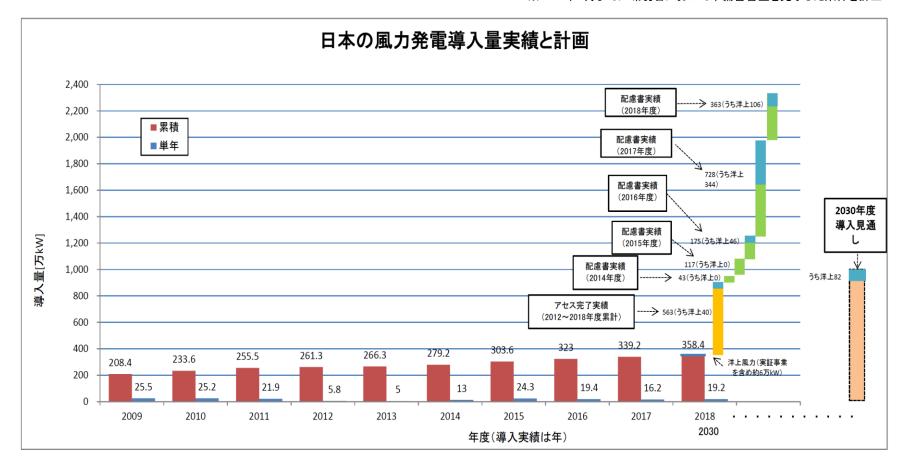
準備書又は評価書25件(道路1件、ダム1件、飛行場1件、風力15件、火力5件、地熱1件、水力1件)

2. 風力発電事業に関する最近の取組について

2-1. 風力発電の導入状況

- 〇現在約358万kWの風力発電が導入済み。加えて約563万kWが既に環境アセスメント手続きを完了※。 さらに約1,426万kWの計画について環境アセスメント手続きが進行中。
- ○これらの合計は約2,347万kW(陸上1,805万kW、洋上542万kW)。

※2019年3月までに環境省において準備書審査を完了した案件を計上



2-2. 再工ネ海域利用法

- 〇海洋に関する施策との調和を図りつつ、洋上風力発電の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、促進区域の指定、当該区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずる「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(再エネ海域利用法)が2018年11月に成立し、2019年4月1日に施行された。
- ○経済産業省及び国土交通省が開催する合同会議(※)において、以下のプロセスで進めることが 示された。
- ○2019年7月30日に協議会の組織や国による風況・地質調査の準備を直ちに開始する4区域(①秋田県能代市、三種町および男庭市沖、②秋田県由利本荘市沖(北側・南側)、③千葉県銚子沖、④長崎県五島市沖)が有望な区域として選定されたところ(R1.9月末時点)。
- ※経済産業省:総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ 国土交通省:交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会

く促進区域の指定プロセス>

①国(経済産業大臣・国土交通大臣)による既知情報の収集:有望な区域選定のための情報収集

A.都道府県知事からの情報収集(要望聴取)

B.その他の情報収集

②第三者委員会の意見も踏まえ、有望な区域を選定

③協議会を設置し、利害関係者を含め、促進区域案について合意。

④第三者委員会における促進区域の基準への適合性評価を踏まえ、促進区域案を決定

⑤公告、関係行政機関の長への協議等を経て、経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域を指定

2-3. 再工ネ海域利用法と環境影響評価手続の関係

〇再エネ海域利用法における環境省の関与

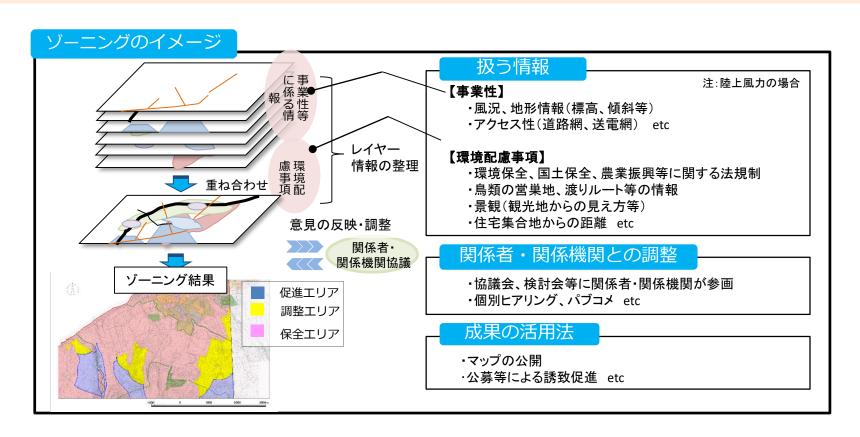
- ・<u>基本方針</u>においては、海洋環境の保全等に関する事項を定めることとなっており、こうした観点から 環境大臣も協議を受けた上で、閣議決定。
- ・<u>促進区域の指定</u>にあたっては、経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋環境の保全の観点から、 環境大臣とも協議を行うこととされている。
- ・<u>協議会</u>においても、環境省は<u>必要に応じて参加、助言、資料の提供</u>等の協力ができる。

〇再エネ海域利用法と環境影響評価手続の関係

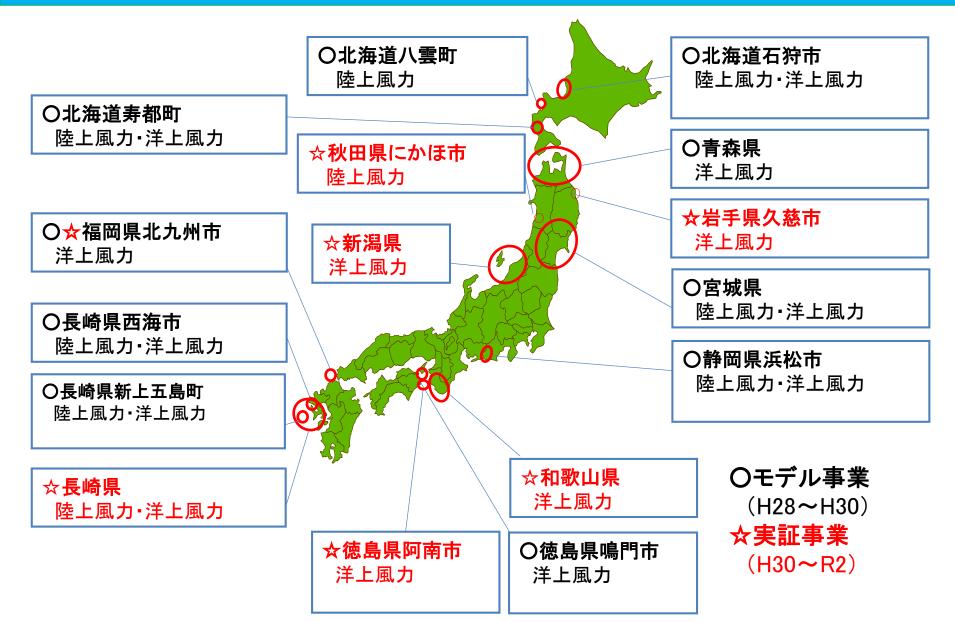
- ・基本方針においては、「経済産業大臣及び環境大臣は、<mark>環境への配慮が適切になされていることを</mark> 前提としつつ、海洋再生可能エネルギー発電の円滑な導入に資するよう、<u>環境影響評価審査の簡</u> 素化による期間の短縮化を図る」とされている。
- ・なお、再工ネ海域利用法においては環境影響評価法の特例は設けられておらず、公募によって選定された事業者は、環境影響評価法に基づき環境影響評価手続を実施する必要がある。 (環境影響評価手続は事業実施前のどの段階で行うか限定しておらず、公募前であっても事業者は環境影響評価手続を実施することが可能。そのため、促進区域はまだ指定されていないが、配慮書は既に多く作成されている。)

2-4. 風力発電に係るゾーニング

- ○風力発電については、騒音やバードストライク等の環境影響や地元の反対意見等が問題となることがあり、 環境アセスメント手続に時間を要することがある。
- 〇このため、環境省では、<u>事業計画が立案される前の早期の段階で、地方自治体主導で、関係者の協議のもと、再生可能エネルギー導入を促進しうるエリア、環境保全を優先するエリア等を設定する「ゾーニング」を行</u>うことを促進。平成28年度から風力発電に係るゾーニング手法検討モデル事業を10地方自治体において実施。<u>平成30年3月に「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」を策定・公表。</u>
- 〇ゾーニングを踏まえた事業計画が立案されることにより、地元の理解が得られやすくなり、また、環境アセス メントに要する審査期間、調査期間の効率化・短縮化が見込め、風力発電の円滑な導入を促進。



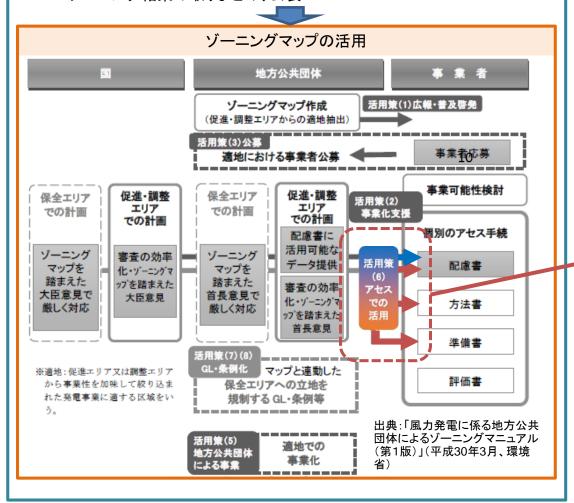
2 - 5. ゾーニング導入可能性検討モデル事業 モデル地域・実証地域



2-6. ゾーニング実証事業とは

〇ゾーニングモデル事業(H28~30年度実施)

- •実施計画作成
- 情報収集(現地調査含む)
- ゾーニングマップ案の作成
- ・関係者・関係機関との調整
- ・ゾーニング結果の取りまとめ、公表



ゾーニングモデル事業

- ゾーニングマップ作成
- ・マップの活用全般の検討

以上をモデル事業として実施

ゾーニング実証事業 (H30年度~)

(口304)

- ゾーニングマップ作成
- ・マップの活用として、特に<mark>アセ</mark> スでの活用について検討
 - アセス手続の簡略化等に繋がる がるゾーニング報告書*の作成(促進エリア個票を含む資料等)
 - > ゾーニング報告書作成時は アセス担当部局による確認 過程。
 - ▶ ゾーニングに基づく風力発電 導入に関する取組の検討
 - ▶ 任意にて「保全エリアの保全 方策検討」「累積的影響の検 討

以上を実証事業として実施

2-7. 環境アセスメントの迅速化

- ○風力発電設備の導入には、**地元との調整や、環境アセスメント、立地のための各種規制・制約へ** の対応が必要となり、**導入に時間がかかることが課題**。
- 〇環境アセスメントについては、環境省と経済産業省で連絡会議を設置し、平成24年11月末に運用上の取組による**手続期間短縮のための具体的方策を取りまとめた「中間報告」を公表**。
- 〇中間報告の考え方は、平成25年6月の規制改革実施計画及び日本再興戦略にも位置付け。

<審査期間の短縮>

【国の取組】

- <u>自治体の審査と並行して実施。</u>都道府県審査との効率的な 連携。迅速化への協力について国から自治体に要請。(環境 省・経産省)
- ・環境審査顧問会で一般的によくなされる質問・指摘等が確認できる<u>チェックリストを整備</u>。顧問会で取り上げられる事項等の既存事例を整理。事例集を公表(経産省)
- 環境審査顧問会の運営合理化(経産省)

【自治体の取組】

・住民意見・事業者見解等が揃う前から実質審査を開始等

<調査期間の短縮>

- 〇現地調査等による動植物・生態系等の環境情報や地方公共団体等が有する動植物分布情報等を収集し、<u>環境アセスメントデータベースとして整備・リニューアル</u>
 - ・環境アセスメント情報整備モデル事業(環境省)
- 〇環境アセスメントにおける環境調査を前倒しして、他のアセスメント手続と並行して進める前倒手法について検討を行い、平成29年度にガイドとしてとりまとめ。平成30年度に発電所アセスの手引きに記載し手法を一般化。
- ・環境アセスメント手続の迅速化に向けた環境影響調査の 前倒し方法の実証事業(経産省)

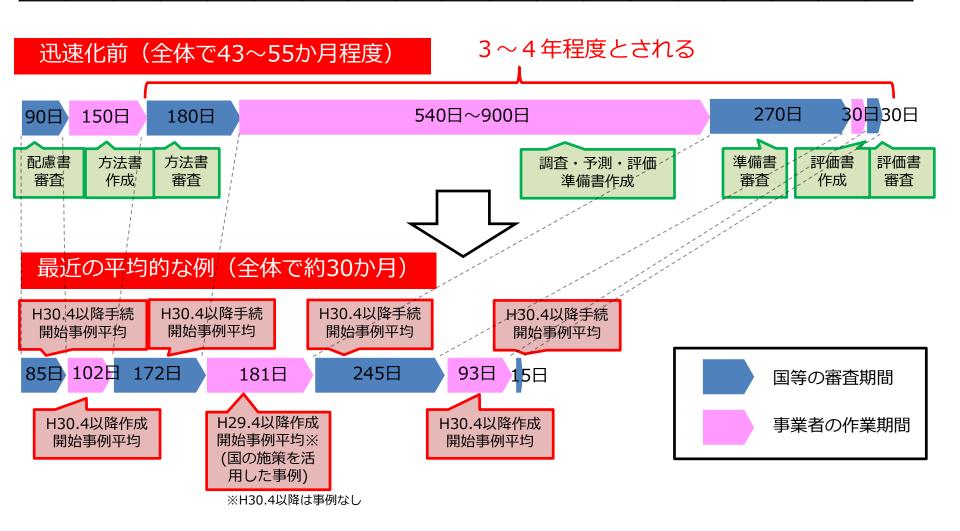
風力・地熱発電所について、3~4年程度とされる → 半減 を目指す

〈成果の検証〉 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)

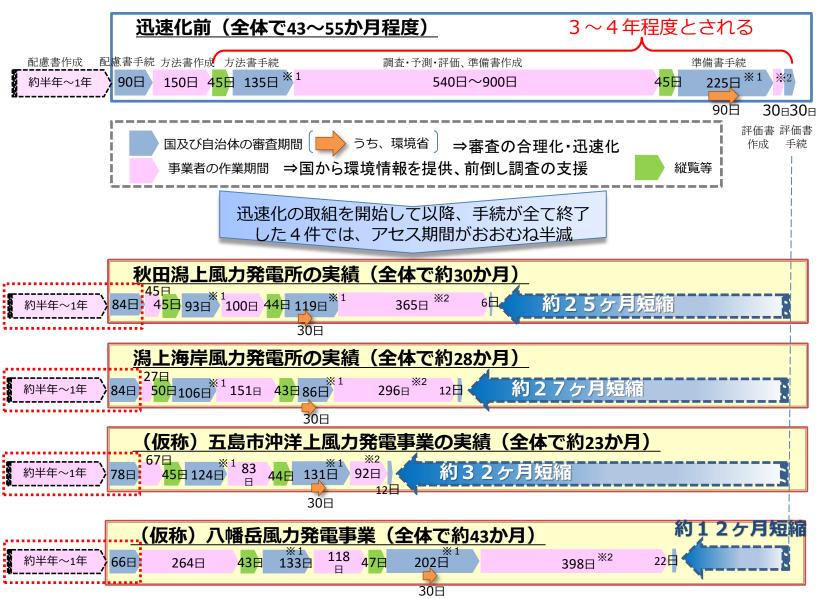
風力発電における環境アセスメントの期間短縮に向けた各種取組により、3~4年程度かかるとされる手続を1.5~2年程度で終了できるよう、期間半減の手法を一般化するとともに、環境アセスメントの実施事例における<u>具体的な迅速化の成果について</u>、平成28年度にも見込まれる配慮書から評価書の確定まで全て実施した事例を基に検証を行い、事業者等に公表する。(一般化は各種取組の成果を得つつ平成29年度以降措置、個別案件の検証は平成28年度から実施)

2-8. 手続が終了した事例の実績①

1年			2年				3年				4年				5年			
3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57



2-9. 手続が終了した事例の実績②



※1 事業者見解の作成期間を含む。 ※2 評価書作成以外の作業(他法令調整や機種変更の検討等)も含む。

2-10. 迅速化に関する事業者へのヒアリング結果

- 〇平成30年度に、配慮書(または方法書)から評価書の確定まで終了した4事例に関し、事業者へ ヒアリングを行った。
 - ※①配慮書~評価書(2事例):(仮称)五島市沖洋上風力発電事業、(仮称)八幡岳風力発電事業 ②方法書~評価書(2事例):(仮称)上勝·神山風力発電事業、(仮称)尻別風力発電所
- 〇上記①では手続全体に約1.9年~約3.5年、上記②では方法書以降で約5.8年~約6.2年。その要因として、アセス手続に関する要因及びアセス手続以外の要因が指摘された。

【アセス手続に関する要因】

短縮化 に寄与

- 〇先行の環境省実証事業、適地抽出モデル事業等にて知見の蓄積あり。
- ONEDOの前倒実証事業として、現地調査を可能な限り早期に開始。
- 〇方法書の段階で調査結果の速報を提示し審査を受けたことで、準備書段階の審査を円 滑化。
- 〇アセス以前から地域住民との意見交換を開始。

長期化 の要因

- ◆動植物に関する追加調査の実施。
- ◆方法書に対する大臣勧告を踏まえた基数の見直し。
- ◆方法書前の段階で、地域のステークホルダーとの合意形成を丁寧に実施。

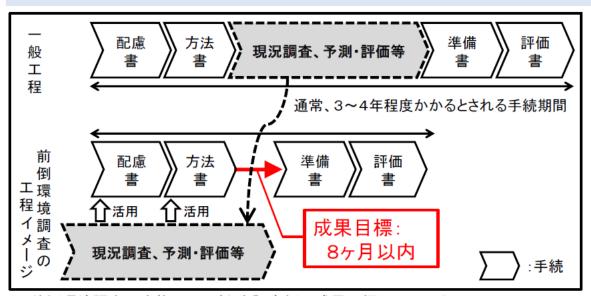
【アセス手続以外の要因】

長期化 の要因

- ◆事業用地の確保等、地権者との交渉や許認可において長期化。
- ◆風車の機種変更により長期化。(製品としての問題)

2-11. 発電所に係る環境影響評価の手引の改訂について(環境影響評価の 現況調査等の前倒し実施について)

- 風力・地熱発電について、前倒環境調査の適用によって「方法書に係る経済産業大臣の通知又は勧告から準備書の届出までの期間」を「8ヶ月以内」とすることを目指す「環境アセスメント調査早期実施実証事業」が実施された(平成26年度~平成29年度)。
- 実証事業による検証結果等からの知見に基づき、配慮書手続や方法書手続に先行 又は同時並行で現況調査等を実施する前倒環境調査の方法論を中心として、適切 かつ迅速な環境影響評価の手法をガイドとしてとりまとめた。



<実証事業の事例数>

電源	事例数
風力発電	21
地熱発電	2

※ただし、風力発電の事例数には、 平成29年度末時点で準備書届出未了の 3事例を含む。

■前倒環境調査の実施イメージと実証事例の成果目標(8ヶ月以内)



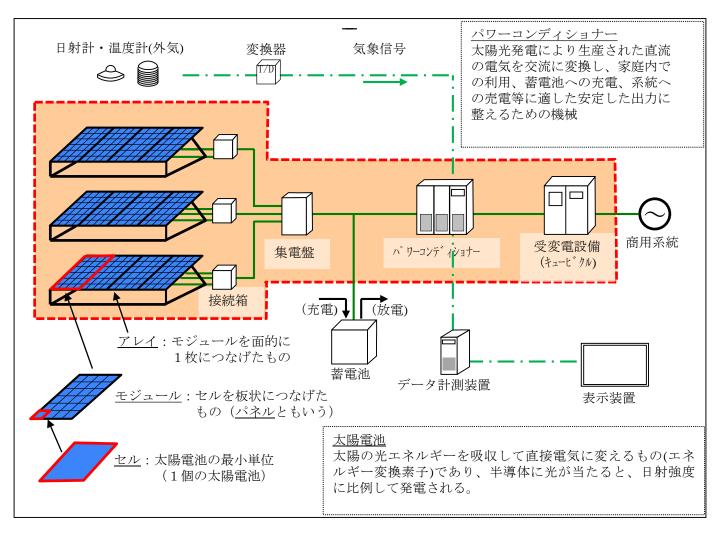
上記ガイドのとりまとめ内容を、「発電所に係る環境影響評価の手引」に反映し、一般化を行った。平成31年3月29日付けで、事務連絡にて地方公共団体に本手法のご理解・ご協力について通知。

2-12.情報整備事業の主な取り組み

- 現存植生図の整備、更新(自然環境計画課) 2万5千分の1植生図の未整備区域における整備の促進
- ■海鳥の生息分布等実態把握調査(野生生物課) 海域のセンシティビティマップの作成に向けた取組
- ■海域における藻場分布情報の整備、更新(自然環境計画課) 自然環境保全基礎調査から20年経過した藻場分布情報の更新
- ■海洋生物の分布実態等把握調査 (環境影響評価課) 海域に生息する生物等の文献資料情報の収集、整理
 - ★地方公共団体が所管する組織(博物館、水産試験場、研究機関等) が保有する生物分布情報の収集、整理
- ■"EADAS" 収録情報の更新、拡充(環境影響評価課)
 - ★EADAS収録情報のうち、地方公共団体が所管する情報(都道府県立 自然公園、鳥獣保護区等)の更新
 - ★EADAS収録を目指す新規情報(漁礁、許可漁業等)の収集、整理

3. 太陽光発電事業に係る環境影響評価について

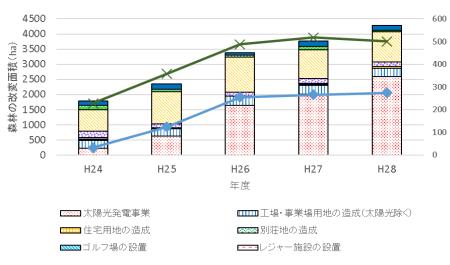
3-1.太陽光発電システムの構成



出典「新領域研究会 研究報告書」I(平成30年6月、一般社団法人日本環境アセスメント協会)

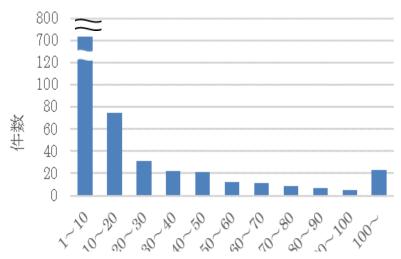
3-2. 導入状況

- ◆ 2012年7月のFIT制度創設により、太陽光発電の導入が大幅に拡大。 2017年12月末時点で累計約43GWが導入されている。
- ◆ 太陽光発電は、資源(日射量)の地域偏在性が低いこと、導入規模が多様であることから、様々な場所・規模で設置することが可能。
- ◆ 建物屋上や工場敷地内の空き地等に加え、森林等の中山間地域において大規模に設置する事例がある。
- ◆ 林地開発許可の対象となる森林の開発行為において、太陽光発電事業を目的とした件数及び面積が増加している。



太陽光発電事業を目的とした林地開発許可の件数 及び面積の推移

出典:林野庁調査(毎年度調査)



太陽光発電事業を目的とした林地開発許可に係る 事業区域面積別件数

(2012年度から2016年度までの総計) 出典:林野庁調査(2018年個別調査)

3-3. 太陽光発電所の事例



森林を伐採し人家背後に設置される例 出典:林野庁提供



水上への設置例 出典:https://www.kyocera.co.jp/topics/2018/0301_yama.html



100haを超える大規模事例



埋立地への設置例 出典: https://www.ihi.co.jp/ihi/all_news/2013/infrastructure_offshore/2013-11-04/index.htm

3-4. 太陽光発電事業の検討経緯

- ・2018年8月30日 「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検 討会」における検討開始
- ・2019年3月 4日 検討会報告書取りまとめ
- ・2019年3月 7日 中央環境審議会に諮問
- ・2019年4月25日 中央環境審議会答申 「大規模な太陽光発電事業については法の対象事業とすべき」
- ・2019年5月10日 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案パブリックコメント 実施(6月10日まで募集)
- -2019年7月 2日 閣議決定(2020年4月1日 施行)

3-5.太陽光発電所の環境アセスメントの経緯

■再生可能エネルギーの主力電源化

▶ 2018年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画においても、再生可能エネルギーについては、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していくこととされている。

■太陽光発電事業の実施に伴う環境影響

- 大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への 影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例がある。
- 一部の地方公共団体においては、太陽光発電事業について環境影響評価条例による環境影響評価が義務付けられているが、環境影響評価法では対象事業とされていない。



環境省では、「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」を設置し、 太陽光発電事業に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討を行った。

3-6. 中央環境審議会答申

◆ 検討会報告書を受け、2019年3月に中央環境審議会に太陽光発電事業に係る環境影響評価の 在り方について諮問し、4月に答申を得た。答申の概要は以下のとおり。

①基本的考え方

- ○大規模な太陽光発電事業は法アセスの対象とすべき。
- ○法対象とならない規模の事業は各地方公共団体の実情に応じ各地方公共団体の判断で条例アセスの対象と することが考えられる。
- ○条例対象ともならない規模の事業はガイドライン等を示しつつ自主的で簡易なアセスを促すべき。

②規模要件、地域特性

- 〇規模要件については、電気事業法との整合性を図るため出力(交流)を指標とする。条例アセスの規模要件の水準、法における他の面整備事業の規模要件の水準(一種100ha・二種75ha)、面積と出力の関係を踏まえ、一種4万kw・二種3万kw(交流側)を規模要件とする。
- ○太陽光発電事業は、地域の特性によって影響の程度が異なることから、一種事業は全てにアセスが必要としつつ、二種事業は地域特性によるスクリーニングを行う(森林等の人為影響が少ない地域での設置等についてはアセスが必要)。

③環境影響評価項目の選定等

○面的な改変を行うことによる工事中の粉じん・騒音・振動、水の濁り、土地の安定性、動物・植物・生態系、景観・人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等への影響のほか、パワーコンディショナーからの騒音や反射光による影響について、事業特性・地域特性を踏まえて各事業者においてアセスを実施。

4地域との共生

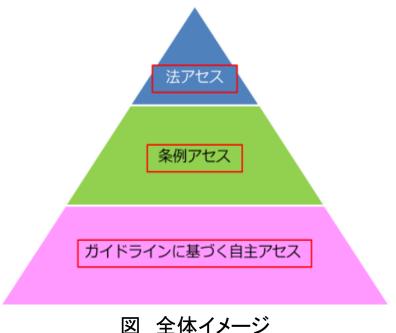
- ○太陽光発電事業について、透明性の高いアセスを実施することで、地域の理解と受容が進む。
- 〇他の法律や条例による規制措置なども組み合わせて、

 地域との共生に向けた様々な施策を総合的に進める

 ことで、太陽光発電事業の適正な導入促進を図ることが重要。

3-7. 太陽光発電事業についての環境影響評価の基本的考え方

- ◆ 既に法で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模 な太陽光発電事業については法の対象事業とすることで、国が全国的見地から制度的 枠組みを作り、国としての方向性を明らかにするとともに、技術的水準を示していくべ き。
- ◆ 法対象とならない規模の事業についても、各地方公共団体の実情に応じ、各地方公共 団体の判断で、環境影響評価条例の対象とすることが考えられる。
- ◆ 環境影響評価条例の対象ともならないような小規模の事業であっても、環境に配慮し地 域との共生を図ることが重要である場合があることから、必要に応じてガイドライン等に よる自主的で簡易な取組を促すべき。



3-8. 環境影響評価法施行令改正

◆ 中央環境審議会答申を受け、2019年7月に環境影響評価法施行令を改正し、太陽光発電事業を対象事業に追加。政令改正の概要は以下のとおり。

(1)対象事業の規模要件(別表第1関係)

出力が<u>4万kW以上</u>である太陽電池発電所の設置の工事の事業を<u>第一種事業</u>とし、出力が<u>3万kW以上4万kW未満</u>である太陽電池発電所の設置の工事の事業を<u>第二種事業</u>とする。変更の工事においても同様とする。

(2)軽微な修正の要件(別表第2関係)

発電所の出力が10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

(3)軽微な変更の要件(別表第3関係)

発電所の出力が<u>10%以上増加しない</u>こと、対象事業実施区域の位置が変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

※法が規模要件の指標を総出力(kW)としても、地方公共団体が環境影響評価条例において太陽光発電事業を対象とする際に、規模要件の指標を面積(ha)とすることを否定するものではない。

3-9. 環境影響評価法施行令の改正に伴う経過措置の関係

- 〇第53条第1項において、事業者が当該新規対象事業政令の施行日前に条例などの 手続を進めていた段階から法の手続に移行できるよう、経過措置を設けている。
- 〇法第53条第2項に基づき、地方公共団体の条例等については、環境大臣が当該地方公共団体の意見を聴いて、法の手続によって作成される書類に相当する書類を指定する。
- 〇新規対象事業政令が施行の際に、事業者が相当書類を作成していた場合は、法の 手続を中途から開始できることとなる。
- 〇なお、条例等に基づき作成された評価書相当の図書について、条例等に基づき公告 の手続きを経た時は報告書の作成義務は課せられない。

3-10. 環境省の検討会報告書における調査、予測及び評価手法等の基本的考え方①

- ◆ 技術ガイドを参考に、環境影響評価における調査、予測及び評価手法等の基本的考え方について、次のとおり整理を行った。
- ◆ 環境影響評価条例規模に満たない小規模な太陽光発電事業について、ガイドライン等に基づき自主的に環境影響評価を実施する場合の技術手法は、事業規模に見合った簡易な取組とする必要があり、別途検討し、ガイドライン等としてまとめるべきである。

評価項目	調査、予測、評価等の基本的考え方
供用時の騒音	住居等の保全対象の状況を把握し、必要な調査を実施した上で、騒音の伝搬理論式を用いた予測を行い、環境基準や規制基準等を参照して評価を行うことが考えられる。ただし、パワーコンディショナは純音性成分が発生している場合がある。測定方法等について、今後知見の蓄積が必要。 保全措置としては、住居等の保全対象からの距離を確保した配置とする、パワーコンディショナを収納する設備の防音性能を高める、遮蔽物でもって遮蔽する等の措置が可能。
水の濁り	下流域にある河川等を対象に既存資料調査や現地調査により水域利用の状況の把握及び水質調査を行った上で、沈砂池からの排水濃度等を予測し、浮遊物質量(SS)にかかる排水基準等を参考に事業者の実行可能な範囲で影響が回避・低減できているかの観点から評価を行うことが重要。保全措置としては、沈砂地の設置、造成後の法面緑化等が考えられる。
土地の安定性	土地の改変に関する規制等の状況を把握し、既存資料調査及びボーリング調査等により、対象事業実施区域の表層土壌や地質を調査した上で、土地造成を行う法面に対し斜面安定解析手法による予測を行い、宅地造成等規制法に基づく法面勾配の指針等を参考に、基準等との整合性に係る評価を行うことが考えられる。 保全措置としては、斜面崩壊の発生のおそれがある地域の回避、安定性を向上させる工法や土留め工等の採用、適切な排水路の設計等の措置を適切に行うことが重要。
反射光	反射光の影響を受ける可能性がある住居等の保全対象施設等の分布の状況等を調査した上で、影響をシミュレーションにより予測・評価することが考えられる。 保全措置としては、周辺への樹林の設置等の措置を適切に行うことが重要。

3-11. 環境省の検討会報告書における調査、予測及び評価手法等の基本的考え方②

評価項目	調査、予測、評価等の基本的考え方
動物、植物及び生態系	調査の対象となる希少種などの重要種や上位性・典型性・特殊性の観点から選定した注目種等について、できる限り定量的な予測・評価をするための情報が得られるように、調査地域や調査時期等を設定することが必要。予測の項目としては、動物の生息環境や植物の生育環境の直接的な改変・消失のほか、新たな環境の出現が及ぼす動物、植物への影響等が考えられる。予測の対象は個体の出現や行動、生息・生育環境であり、採食・休息・移動等の行動や繁殖にどのような変化が生じるかを予測することが考えられる。保全措置としては、重要な種及び注目すべき生息地の直接改変を回避する、改変量を抑制した工法・工種を採用する、工事後に緑化によって植生を回復させる等の措置が考えられる。緑化に当たっては、外来種の使用を避け、遺伝的攪乱を防ぐために地域在来の植物を用いる等、緑化の質についても考慮すべきである。なお、緑地の管理に当たっては、状況によっては侵略的外来種の進入を防ぎ、あるいは防除を行うことが望ましい。
景観	特に傾斜地に設置する場合には、自然風景地や観光地、観光道路等の眺望点に大きなインパクトを与えること、住居の近傍に設置される場合には、日常生活の景観の変化に伴う快適性の変化などの影響が考えられることに留意が必要である。 主要な眺望点及び景観資源等を調査した上で、主要な眺望点からの眺めの変化についてフォトモンタージュ法やコンピュータグラフィックス(CG)により、眺望点からの現況及び変化後の画像を比較することにより、視覚的な差として定量的に予測・評価することが考えられる。 保全措置としては、事業の位置や規模、配置・構造の工夫により目立ちやすい地形条件の場所を避ける、植栽の実施により構造物を隠す等の措置が考えられる。
廃棄物等	廃棄物等の発生量及び最終処分量が、実行可能な範囲で回避・低減されているかを評価することが基本となる。また、撤去段階の廃棄物の処理に当たっては、太陽光パネル中の有害物質の含有状況の把握が重要であることから、その把握に努めることが望ましい。 保全措置としては、工事段階、供用段階、撤去段階の事業段階ごと、また資材投入、施行・稼働、排出といった事業活動のステップごとに検討することが重要であり、発生した副産物の再利用、廃棄物の分別・適正処理等が考えられる。